

障害者差別解消法、大学の対応を支援 拠点校に専門家増員（文部科学省）

文部科学省（文科省）は8月8日、障害をもつ学生への対応が進む国公立大学を拠点校とし、2017年度から重点的に支援する方針を固めた。拠点校にカウンセラーや障害者向けの教材を作る専門家の増員に必要な人件費を助成し、得られたノウハウを他の大学に提供してもらう。2017年度予算概算要求に関連経費として数千万円を盛り込む。

今年4月施行の障害者差別解消法は、役所や学校、民間事業者に障害を理由にした差別を禁じ、障害者への合理的配慮の提供を求めた。大学にも障害のみを理由とした入学拒否を禁止し、授業で不便を感じさせない配慮などを求めている。

ただ、大学からは「どんな配慮が必要なのか分からない」、「障害者対応の専門人材を確保できない」といった戸惑いの声がある。一方で大学で学ぶ障害

者は2009年の約7,100人から2014年には約1万4,000人と急増している。

そこで、文科省は拠点校に資源を集中させ、各大学の受け入れ態勢改善に生かすことにした。例えば、教材の点字翻訳は、拠点校で資料を作成し、共有することを検討する。また発達障害者へのカウンセリングでは、拠点校で対応した事例を収集し、専門家の少ない大学に情報提供する仕組みを想定している。

差別解消法の施行に伴い、大学が学生から「合理的な配慮を受けられなかった」と訴えられる可能性もあるため文科省は、紛争の防止や解決手段の検討を助成対象とすることも検討している。

（福祉新聞・第2775号 2016年8月15日）